

令和4年度第1回  
ICTを活用した自立活動の効果的な  
指導の在り方検討会議参考資料

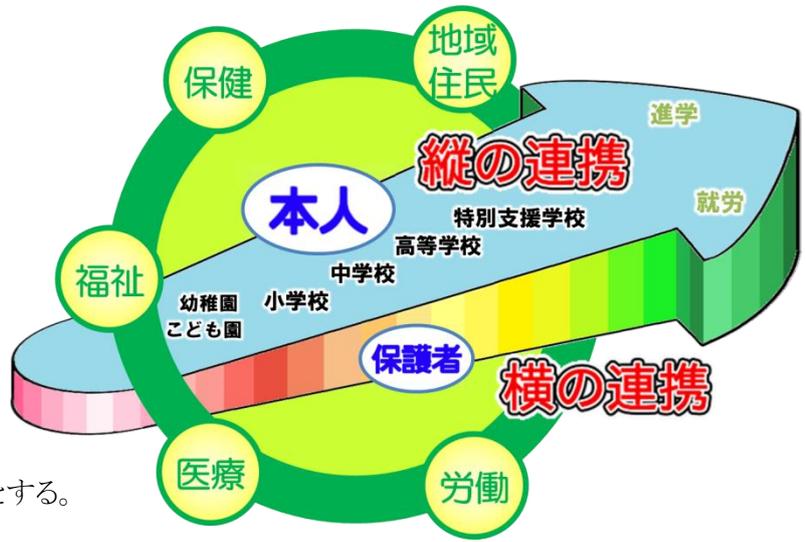
1	兵庫県特別支援教育第三次推進計画の概要	1
2	自立活動について	3
3	リーフレット「ICTを活用した自立活動の効果的な指導について」	5
4	「支援マップ」(令和4年4月改訂)	7
5	令和4年度「HYOGO スクールエバンジェリスト」派遣 実施要項	16

# 兵庫県特別支援教育第三次推進計画の概要

## 第1章 推進計画の基本的な考え方

兵庫県特別支援教育第二次推進計画(平成26～30年度)の成果と課題及び国の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するためには、就学前から卒業後へとつないでいく縦(線)の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横(面)の連携が重要である。

教育委員会・学校園が主体となって、「縦横(タテヨコ)連携」により特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、兵庫県特別支援教育第三次推進計画を策定する。



- 計画期間  
2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とする。

## 第2章 本県における特別支援教育の現状と課題及び推進方策

### I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携) ～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～

1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実	幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
多様な学びの場における指導を充実させるため、教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障害のある児童生徒等が地域の一員として豊かに生活することができるよう、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の充実を図る。また、特別支援学校においては、企業等との連携のもと社会に開かれたキャリア教育を一層推進する。					
<b>(1) 多様な学びの場における指導の充実</b>					
① チームで取り組む校園内支援体制の充実					
・「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」による評価・改善	○	○	○	○	○
② 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの推進					
・引継ぎガイドライン等による確実な引継ぎ	○	○	○	○	○
③ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における指導の充実					
・[新]すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】 (ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)	○	○	○	○	○
・特別支援教育ハンドブックの活用	○	○	○	○	○
・[新]ICT機器(コミュニケーション支援ツール等)を活用した指導改善に関する調査研究と普及	○	○	○	○	◎
・通級指導教室(小・中・高)の拡充		○	○	○	
・特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善		○	○		○
・消費者教育や政治的教養を高める教育の充実					○
・[新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実					○
<b>(2) 交流及び共同学習の一層の充実</b>					
・特別支援学校の交流・体験チャレンジ事業の実施	○	○	○	○	◎
・居住地校交流の充実に向けた副次的な学籍の導入に関する調査研究の実施		○	○		◎
・特別支援学校と高等学校の交流及び共同学習の充実				○	○
・高等学校への特別支援学校分教室設置の検討				○	○
<b>(3) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実</b>					
・企業等関係者を活用した授業検討会の実施					○
・実践的段階的作業学習の充実					○
・兵庫県特別支援学校技能検定の推進及び部門拡充の検討					○

※ ◎:事業の主体となる校種

2 すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	幼	小	中	高	特
チームとしての校園内支援体制を充実させるため、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域・市町の中核となるエリアコーディネーターを育成する。また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%及び特別支援学級担任等の保有率向上を図る。					
<b>(1) 発達障害等に関する指導力の向上</b>					
・ [新]すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】〔再掲〕 (ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)	○	○	○	○	○
・ [新]チームとしての校園内支援体制充実研修の実施【管理職】	○	○	○	○	○
・ 県立特別支援教育センターにおける系統的实践的研修の充実 (通級指導担当育成研修、特別支援学級担任指導力向上、課題別研修等)	○	○	○	○	○
<b>(2) 専門性確保に向けた取組の推進</b>					
・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%に向けた取組等の推進		○	○		○
・ [新]エリアコーディネーター育成研修の実施		○	○		

3 教育環境整備の推進	幼	小	中	高	特
知的障害特別支援学校在籍児童生徒数増加等の地域の実情や学校や児童生徒の状態に対応し、特別支援学校整備等を推進する。					
<b>(1) 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応</b>					
・ 障害特性に応じた環境の整備	○	○	○	○	○
・ 医療的ケアに関する看護師や特別支援教育支援員の配置	○	○	○	○	○
・ [新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実〔再掲〕					○
<b>(2) 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進</b>					
・ 特別支援学校の狭隘化への対応等					○
・ 高等学校への特別支援学校分教室設置の検討〔再掲〕				○	○

## II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携） ～早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育～

1 関係機関との連携による支援の充実	幼	小	中	高	特
特別な支援を必要とする障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制の強化や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。					
<b>(1) 教育機関との連携</b>					
・ 特別支援学校のセンター的機能とひょうご専門家チーム派遣の活用	○	○	○	○	◎
・ [新]エリアコーディネーターを核とする支援体制の強化	○	○	○		○
・ 特別支援教育推進員の配置による市町支援	○	○	○		
<b>(2) 保健・福祉機関との連携</b>					
・ [新]「トライアングル」プロジェクト実践研究事業の実施	○	○	○	○	◎
・ 広域特別支援連携協議会の設置	○	○	○	○	
・ 市町教育相談等連絡協議会等の開催	○	○	○		
<b>(3) 医療機関との連携</b>					
・ [新]医療的ケア運営協議会の設置	○	○	○	○	○
・ [新]医療的ケア実施体制ガイドラインの策定	○	○	○	○	○
<b>(4) 労働機関との連携</b>					
・ 就職支援推進会議の設置					○
・ 就職支援コーディネーターの配置					○
・ 企業・施設関係者や保護者等への理解促進				○	○
<b>(5) 地域住民との連携</b>					
・ [新]地域と連携・協働する仕組みの検討	○	○	○	○	○

2 特別支援教育に関する理解啓発	幼	小	中	高	特
共生社会の実現をめざして、特別支援教育に関する理解啓発を推進する。					
・ [新]共生社会の実現をめざす県民フォーラムの開催	○	○	○	○	○
・ [新]インクルーシブ教育システムの推進等理解促進リーフレットの配布	○	○	○	○	○
・ みんなのアート展の開催等		○	○		○
・ 県立特別支援学校高等部作品販売会の開催等					○

## 自立活動について

### ○ 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章 自立活動)

### ○ 自立活動の意義

個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となるため、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

### ○ 自立活動の内容とその取扱い

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素

}

6区分 27項目

### ○ 特別支援学級

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(小・中学校学習指導要領 総則)

### ○ 通級による指導

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

(小・中学校学習指導要領 総則)

### 学習指導要領に示される自立活動の区分・項目及び内容（6区分 27項目）

区分	項目	項目の説明
1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調整や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図る。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにする。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにする。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上または生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていく。
	(5) 健康状態の維持・改善に関すること	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにする。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付ける。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服しようとする意欲の向上を図る。

区分	項目	項目の説明
3. 人間関係の形成	(1) 他者との関わりに関する基礎に関すること	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようになる。
	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにする。
	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになる。
	(4) 集団への参加の基礎に関すること	集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになる。
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにする。
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにする。
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行的にできるようにしたりする。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにする。
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする。
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること。
	(4) 身体の移動能力に関すること	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること。
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること。
	(2) 言語の受容と表出に関すること	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること。
	(3) 言語の形成と活用に関すること	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること。
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること。

<参考>特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月 文部科学省

ICT関連用語メモ

視線入力支援装置	機器を使い、画面を注視(見つめること)で画面を操作することができる装置
音声入力ソフト	マイクに向かって話した音声を認識し、文字データとして入力するソフト
画面共有	パソコンやタブレット等に表示されている画面やデータを相手の画面に表示させる機能
フィッティング	調整を指し、一人一人異なる身体状態に合わせて能動的に操作できるように機器を設置し、環境調整を行うこと
AAC	拡大代替コミュニケーション(Augmentative and Alternative Communication) 例:カード、文字盤、スイッチ、タブレット等

■「教育の情報化に関する手引」

文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)

■支援教材ポータル

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
<http://kyozai.nise.go.jp/>

■発達障害のある子どもたちのためのICT活用ハンドブック

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm)  
 ① 特別支援学級編 兵庫教育大学編 ② 通級指導教室編 宮城大学編 ③ 通常の学級編 筑波大学編

■ICT夢コンテスト

日本教育情報化振興会  
<https://www.japet.or.jp/activities/promotion-of-ict-utilization/ict-dream-contest/>

お問い合わせ

兵庫県教育委員会事務局 特別支援教育課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
 TEL:078-362-3774



03 教 T2-004A3

自立活動に  
ICTって  
ハードル高そう。。。

ICTだから  
簡単にできる  
授業の工夫って？

令和3年度 文部科学省委託  
 「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方調査研究事業」

# 自立活動×ICT

オンラインより  
対面の方がいいのでは？

子どもの実態に応じた  
ICTの活用方法は？

ICTのどんな機能を  
使えばよいか？

# ICTを活用した自立活動の効果的な指導について

— 子ども一人一人の願いを叶えるために —

自立活動  
X  
ICT機器

記載されている事例のこれまでのプロセスは各事例の二次元コードからご覧いただけます。

事例一覧はこちらから



## CASE 01 | 特別支援学級での事例



### 【人間関係の形成×タブレット】 「交流学級に行きたい」

- 子どもの実態
  - ・集団からの視線が苦手、交流学級になかなか行くことができない
- 成果
  - ・子ども：交流学級で過ごせる時間が増えた
  - ・教員：リモートによる視線が学習意欲の向上や友だちとふれあうきっかけになることがわかり、特別支援学級での授業づくりの工夫に繋がった

#### 取組内容

- ・交流学級の授業や活動をリモートで視聴する
- ・視聴しながら、ノートやワークシートを記入する
- 使用 ICT 機器
  - ・タブレット型パソコン（撮影用1台、受信用1台）、マイクスタンド、タブレットスタンド



## CASE 02 | 特別支援学校での事例



### 【身体の動き×視線入力支援装置】 「友だちとゲームで一緒に盛り上げたい」

- 子どもの実態
  - ・障害による筋緊張から、身体をスムーズに動かすことが難しい
  - ・自分からすすんで話をするのは難しいが、新しいことにチャレンジしたい気持ちが高い
- 成果
  - ・子ども：力をぬくことができる姿勢がわかり、座位よりも長い時間画面を注視することができた
  - ・視線入力支援装置を使うことで、休み時間も友だちと一緒に楽しく過ごすようになった
  - ・教員：画面を注視しやすい姿勢や注視の仕方がわかり、より伝わりやすい教材を考えることができた

#### 取組内容

- ・マントとタブレットを組み合わせて、身体力を抜いて、支援が安定する姿勢を試す
- ・自分の視線の動きに合わせて操作ができるゲームを友だちと一緒に楽しむ
- 使用 ICT 機器
  - ・タブレット、視線入力支援装置



## CASE 03 | 高校通級による指導での事例



### 【コミュニケーション×タブレット】 「自分に合うアプリを見つけたい」

- 子どもの実態
  - ・自分の言葉で説明することが苦手
  - ・会話が一方的でその場の雰囲気を理解しにくい
  - ・友だちからどう思われているのかが気になってしまう
  - ・スマートフォンアプリを使うことが好き
- 成果
  - ・子ども：アプリの情報交換を通じて、友だちとたくさん会話のキャッチボールができるようになった
  - ・教員：生徒が得意なことを通して、ライフスキルの向上に繋がれることがわかった

#### 取組内容

- ・自分の好きなことや調べたいことに役立つアプリをタブレットで調べる
- ・調べたことを友だちと情報交換しながら紙に書き出す
- ・アプリを使って発表する
- 使用 ICT 機器
  - ・タブレット、スマートフォン



## CASE 04 | 聴覚の通級による指導での事例



### 【環境の把握×遠隔システム】 「他校の同じ障害のある人と友だちになりたい」

- 子どもの実態
  - ・話をするのは好きだが、友だちの語が聞き取りにくく、聞き間違いをするときもあり、不安になることがある
- 成果
  - ・子ども：様々な機器を使うことで、相手により伝わりやすい自己紹介シートを作成することができ、自分のことをよりよく知ってもらうことができ、次の交流を待ち運しく思うようになった
  - ・教員：子どもの実態をよりよく把握することができ、日常の学習の取組に活かしたり、聞きえの速いをより詳しく理解したりすることができた

#### 取組内容

- ・自分の好きなことや得意なことを含んだ自己紹介シートをプレゼンテーションソフトで作成し、より伝わりやすいように字彙もつけた
- 使用 ICT 機器
  - ・パソコン、タブレット



## CASE 05 | 特別支援学校での事例



### 【コミュニケーション×遠隔システム】 「安心して授業を受けたい」

- 子どもの実態
  - ・学校になかなか行きづらく、集団参加が苦手
  - ・自分の得意なことや好きなこと、将来のことを考えることが苦手
  - ・少しずついろいろな人と話ができるようになってきた
- 成果
  - ・子ども：リモートで参加することで、自分の安心できる環境下で授業を受けられることができ、好きなことや得意なことが見つけられた
  - ・教員：生徒の実態に合った学習環境の設定を考えることができた

#### 取組内容

- ・自分が安心できる環境で、リモートで授業の様子を見る
- 使用 ICT 機器
  - ・タブレット



## 事前の把握が重要!! 効果的に指導するには

- 子ども・保護者の願いはどんなことですか？
- 子どもの得意なこと、苦手なことはなんですか？
- 使いたいICT機器はどんなことができますか？
- ICT機器を実際に試してみましたが？
- 自立活動やICTについて相談できる人は？

# 「支援マップ」

(令和4年4月改訂)

## ～特別支援学校は地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等を支援します～

国においては、平成26年1月、障害者の権利に関する条約が批准(2月19日発効)され、教育においても、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の着実な推進が求められています。批准にあたっては、障害者基本法等が整備され、障害のある児童生徒がその特性等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、本人・保護者に十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重することなどが示されました。

兵庫県教育委員会においても、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実に取り組んでいるところです。このたび、各特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、地域別、機能別の支援マップを改訂しました。

今後は、各幼稚園、小・中学校、高等学校等において、特別支援学校のセンター的機能の活用により、校園内支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育の視点を踏まえた指導・支援について、一層推進願います。

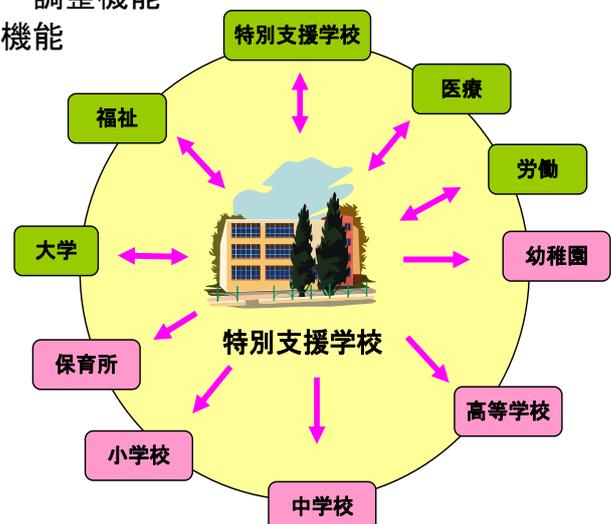
### 1 特別支援学校のセンター的機能とは？

特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能を担っています。(学校教育法第74条)

特別支援学校が、地域の幼稚園、小・中・高等学校、関係機関や保護者に対し障害のある幼児児童生徒の教育についての助言又は支援を行うことです。支援内容は以下のとおりです。

#### 【具体例】

- ① 小・中・高等学校等の教員への支援機能  
例) 個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に関する助言 等
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能  
例) 地域の子ども及び保護者からの教育相談、小・中・高等学校等への情報提供 等
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中・高等学校等の教員に対する研修協力機能  
例) 特別支援教育に関する校内研修講師 等
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能



## 2 特別支援学校のセンター的機能を活用するには？

本県の特別支援学校は、障害種別に応じた特別支援学校を設置しています。なお、発達障害に関する支援は、すべての特別支援学校で対応します。

市町立学校等については、市町教育委員会を通じて特別支援学校（窓口：教頭）にお問い合わせください。

県立高等学校については、地区ごとの支援マップから、該当生徒の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に応じた特別支援学校に、また発達障害等のある場合は、近隣の特別支援学校にお問い合わせください。（窓口：教頭）

（県内の特別支援学校一覧参照）

### 参 考

#### インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によると、インクルーシブ教育システム (inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされています。

また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(中央教育審議会初等中等教育分科会平成 24 年 7 月 23 日) では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

#### 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

県教育委員会は「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」において、『特別支援学校は、これまで蓄積してきた知見を最大限活用するといった観点から、地域の学校園からの要請に応じて、障害のある幼児児童生徒への指導・支援や、教職員への研修協力に努めており、地域の学校園からの延べ相談件数は増加している。そこで、特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用しつつ、小・中学校等で障害のある児童生徒が安心して学べるような仕組みが求められている』と位置づけています。

#### 学校間連携の推進

域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれが単体だけでは、そこに住んでいる障害のある子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応えることは難しいため、地域の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各域におけるインクルーシブ教育システムを構築していくことが重要です。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的です。

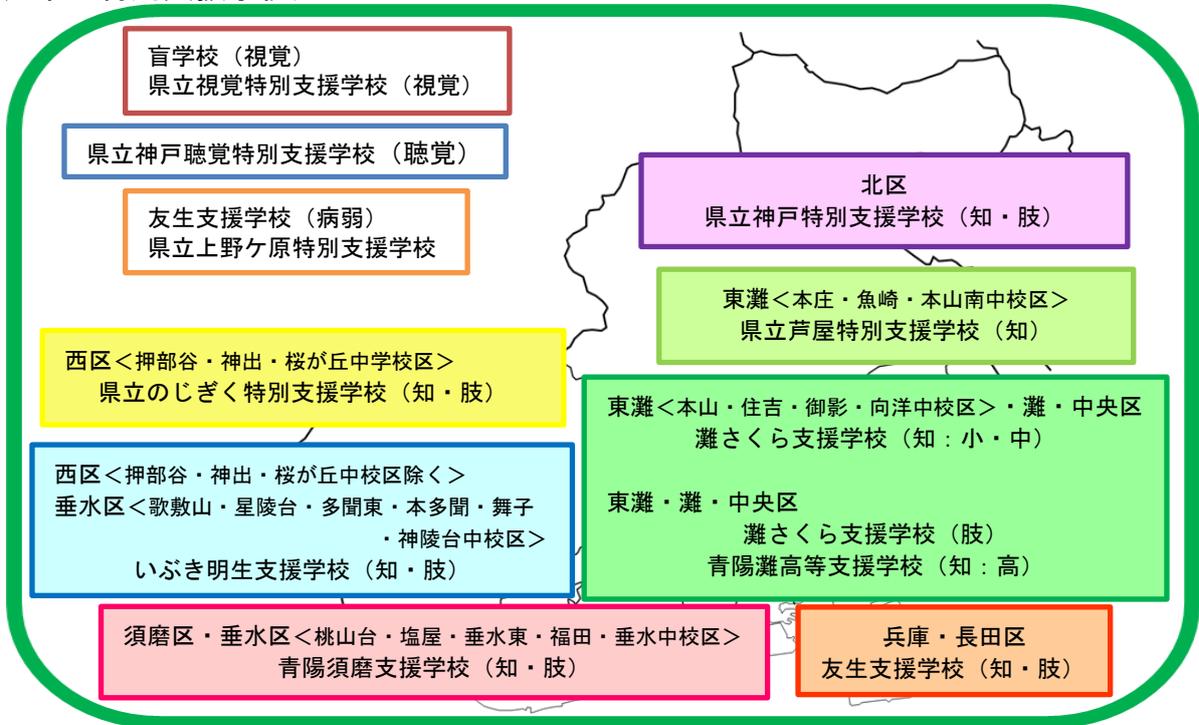
（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(平成 24 年 7 月中央教育審議会初等中等教育分科会)）

# 神戸地域

## (県立特別支援学校)

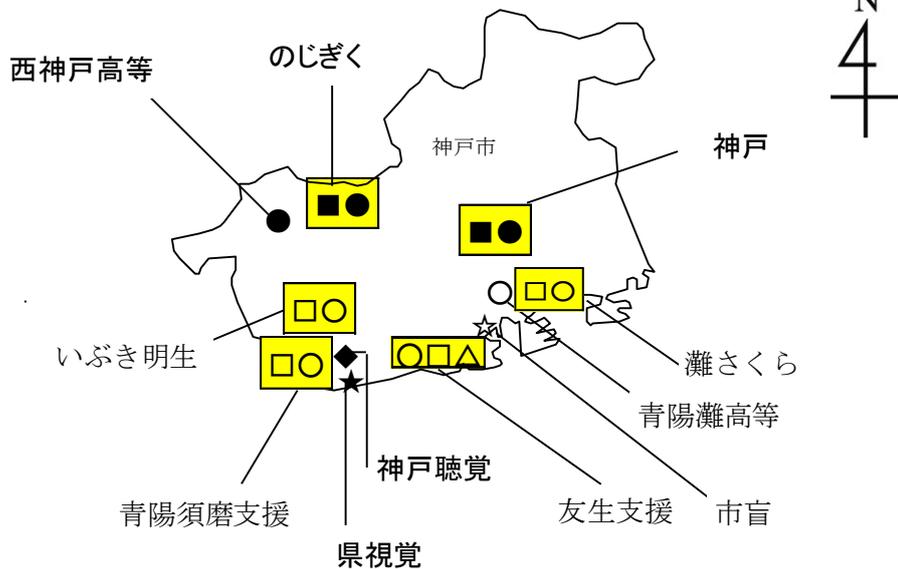
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
神戸市	県視覚	神戸聴覚	神戸 のじぎく 芦屋(本庄中・魚崎中・本山南中校区) 西神戸高等	神戸 のじぎく	上野ヶ原

## (神戸市立特別支援学校)



(神戸市教育委員会特別支援教育課提供)

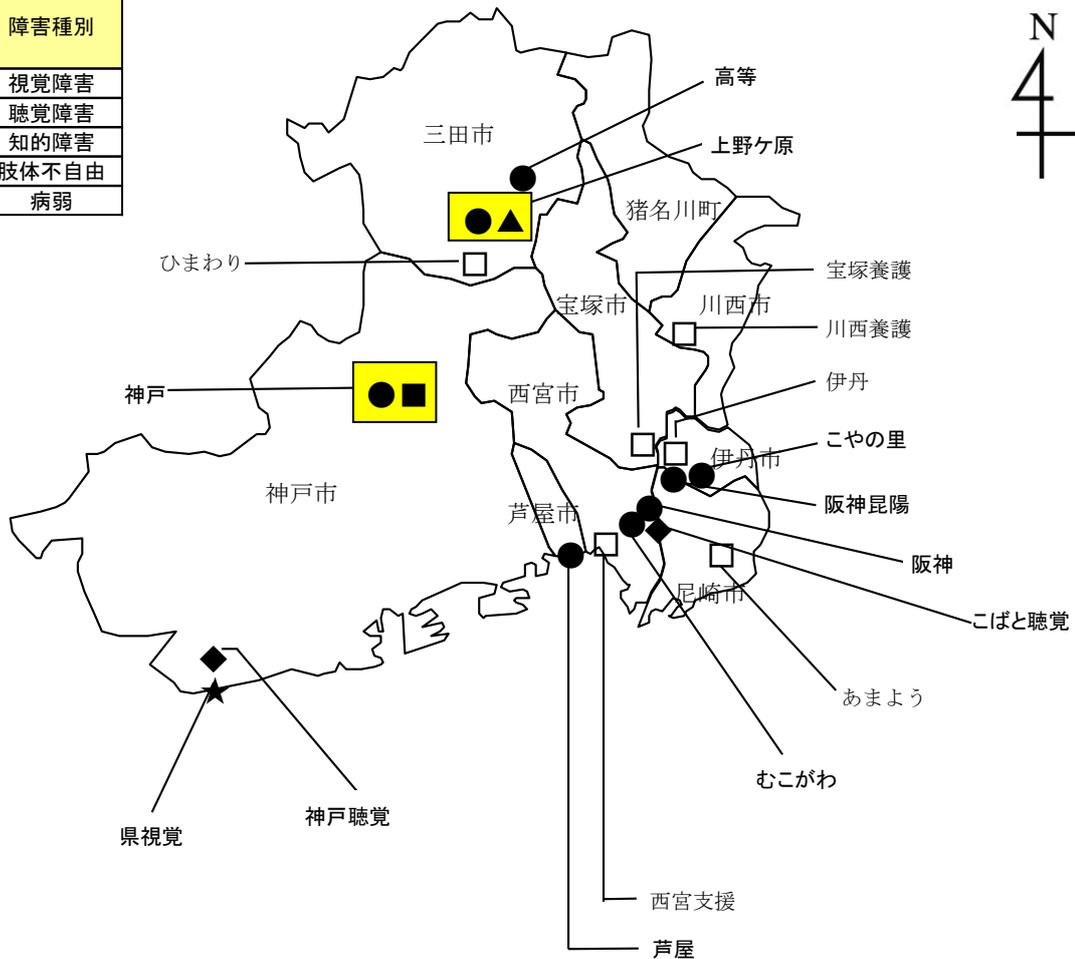
県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱



# 阪神地域

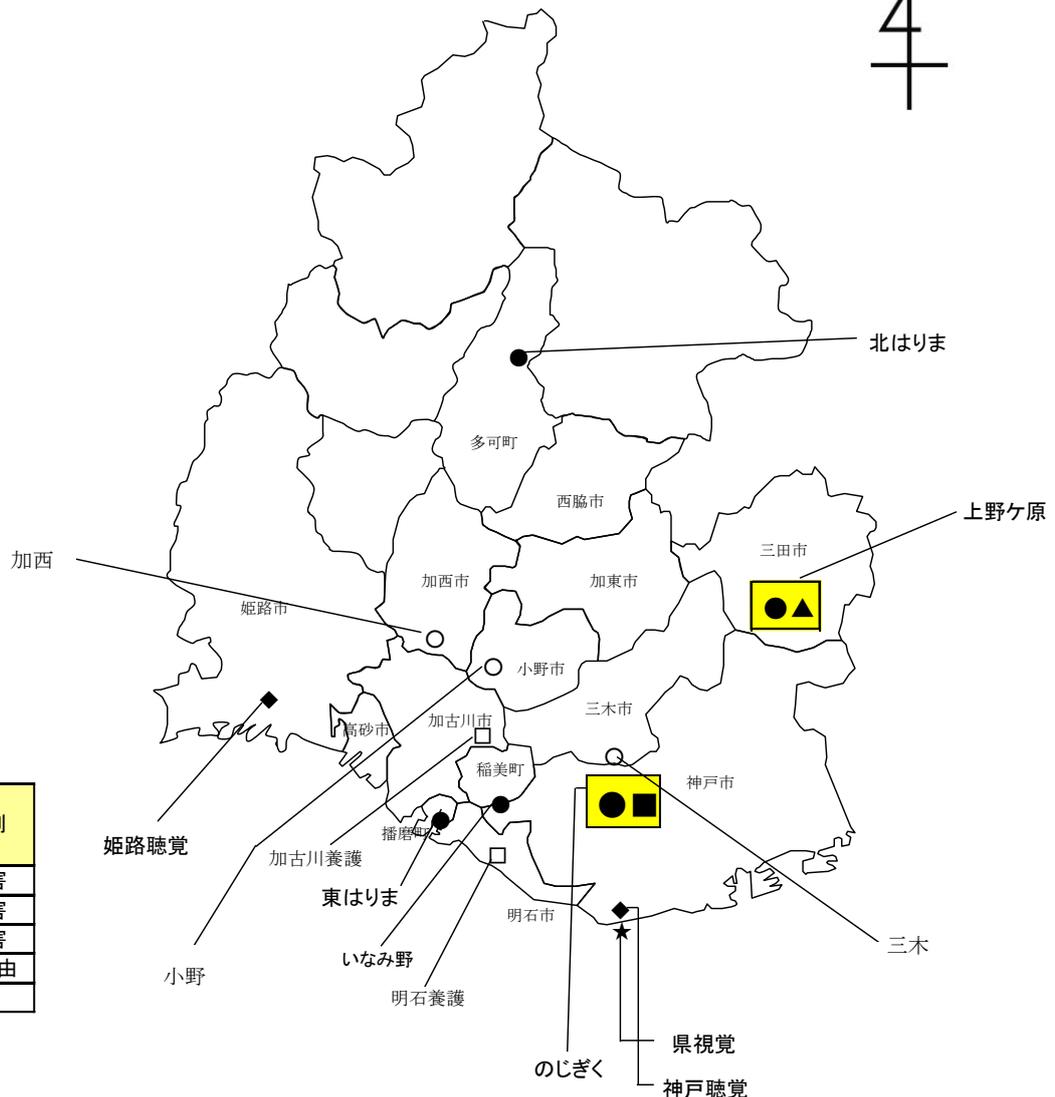
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
尼崎市	県視覚	こばと聴覚 神戸聴覚	阪神 阪神昆陽	あまよう	上野ヶ原
西宮市			むこがわ(大社中(夙川小学校区を除く)・上ヶ原中・甲陵中・平木中・甲武中(ななくさ学園生を除く)・瓦木中・深津中・上甲子園中・真砂中(南甲子園小学校区のみ)・鳴尾中・浜甲子園中・鳴尾南中・高須中・学文中校区) 上野ヶ原(山口中校区) こやの里(塩瀬中校区) 阪神(ななくさ学園生) 芦屋(むこがわ・阪神・上野ヶ原・こやの里特別支援学校通学区以外) 阪神昆陽	西宮支援	
芦屋市			芦屋 阪神昆陽	神戸	
伊丹市	県視覚	こばと聴覚 神戸聴覚	こやの里 阪神昆陽	伊丹	上野ヶ原
宝塚市			こやの里 高等	宝塚養護	
川西市			こやの里 高等	川西養護	
三田市			上野ヶ原 高等	ひまわり	
猪名川町			こやの里 高等	川西養護	

県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱



# 播磨東地域

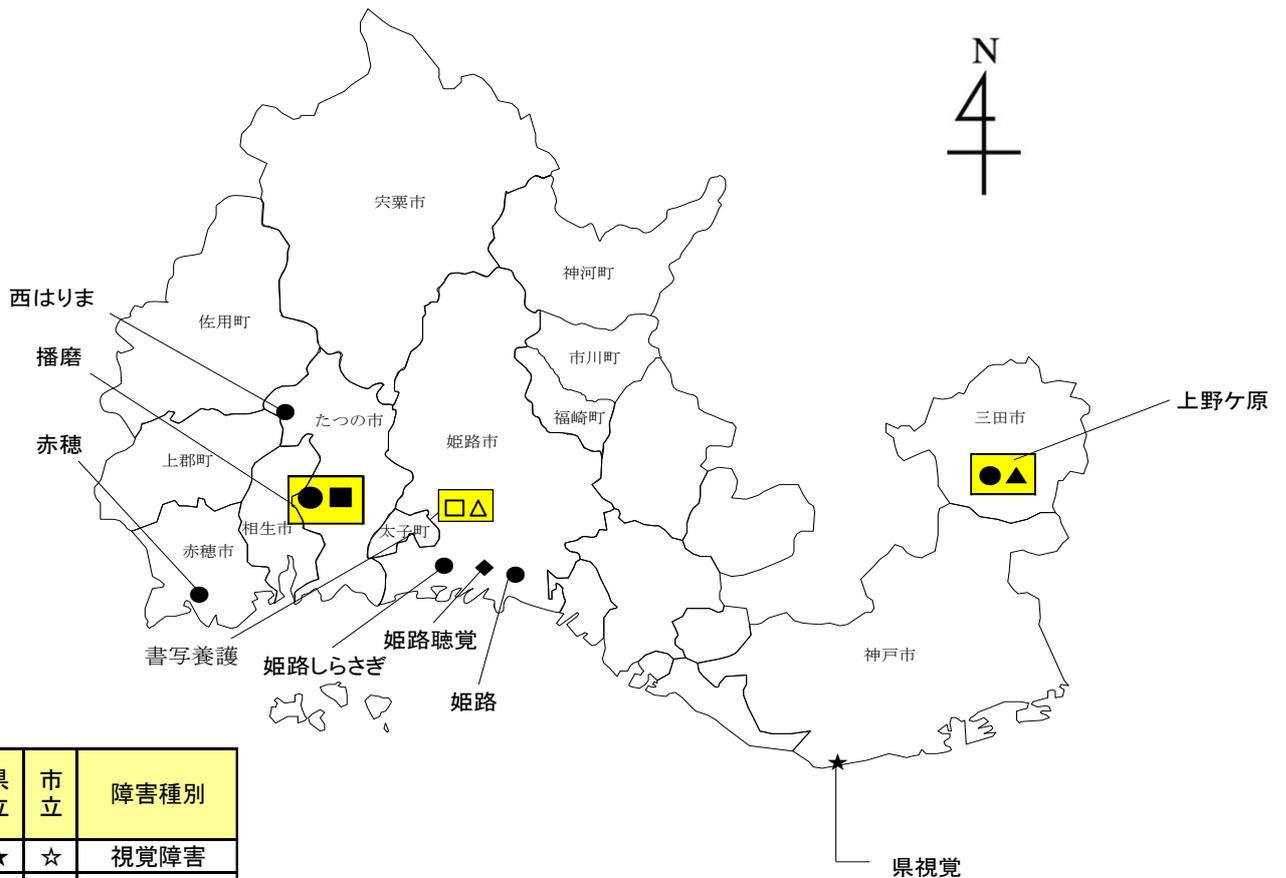
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
明石市	県視覚	神戸聴覚 姫路聴覚	いなみ野	明石養護	上野ヶ原
加古川市			いなみ野(志方中・神吉中・氷丘中・陵南中・両荘中・山手中校区) 東はりま(いなみ野特別支援学校区を除く)	加古川養護	
高砂市			東はりま		
稲美町			いなみ野		
播磨町			東はりま		
西脇市	県視覚	姫路聴覚	北はりま	のじぎく	上野ヶ原
小野市			小野 のじぎく		
三木市			三木 のじぎく		
加東市			北はりま		
加西市			加西		
多可町			北はりま		



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

# 播磨西地域

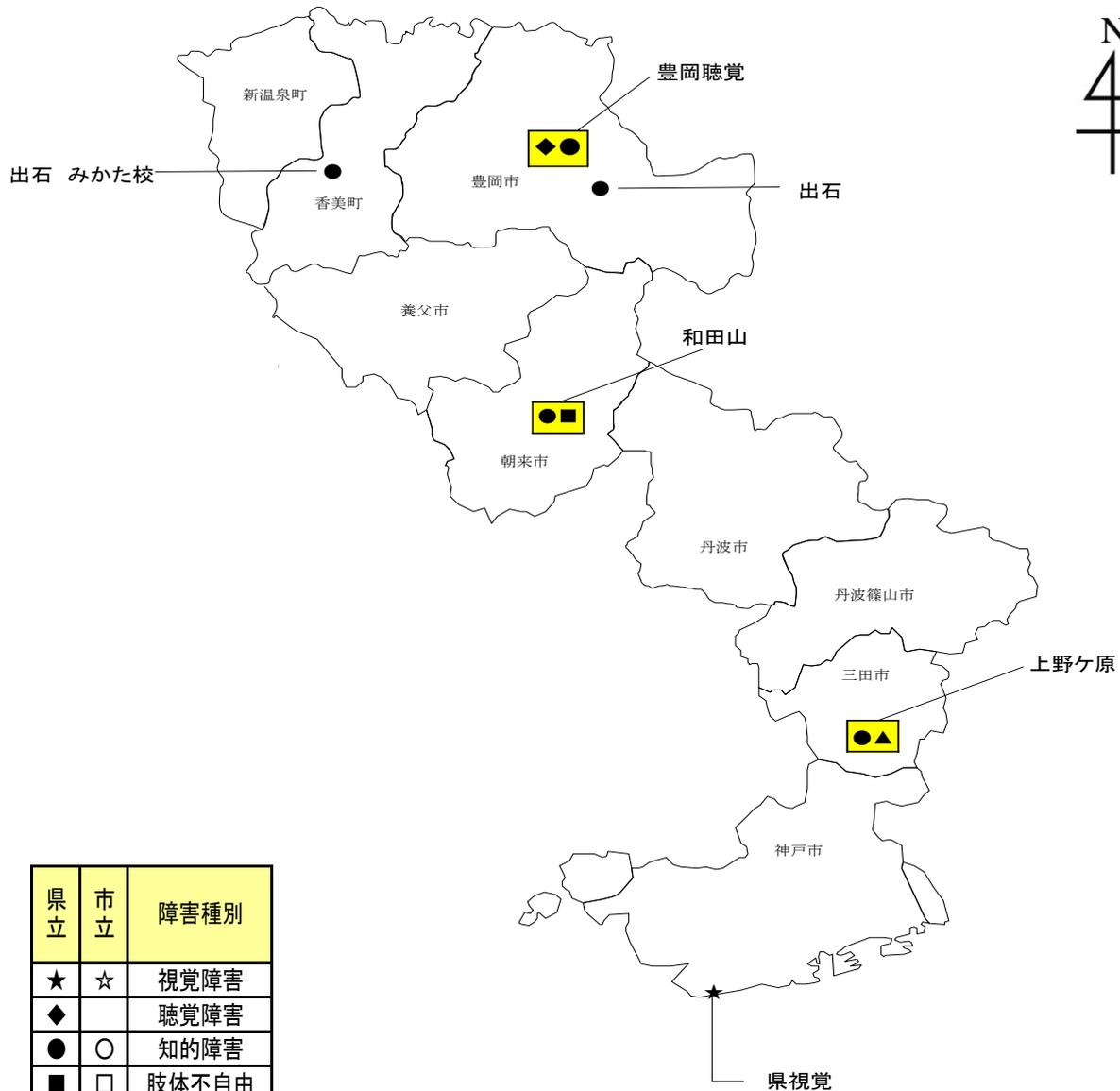
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
姫路市	県視覚	姫路聴覚	姫路(姫路しらさぎ校区を除く) 姫路しらさぎ (安室中、高丘中、書写中、大白書中、 琴陵中、山陽中(手柄小、荒川小)、飾磨西中 夢前中、広畑中、大津中、網干中、朝日中、林田中 置塩中、鹿谷中、菅野中、安富中校区) 播磨	書写養護	書写養護
福崎町				播磨	上野ヶ原
神河町					
市川町					
相生市	県視覚	姫路聴覚	西はりま(矢野川中校区) 赤穂(那波中、双葉中校区) 播磨	播磨	上野ヶ原
赤穂市			赤穂 飾磨		
宍粟市			西はりま 播磨		
たつの市					
佐用町					
上郡町					
太子町					



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

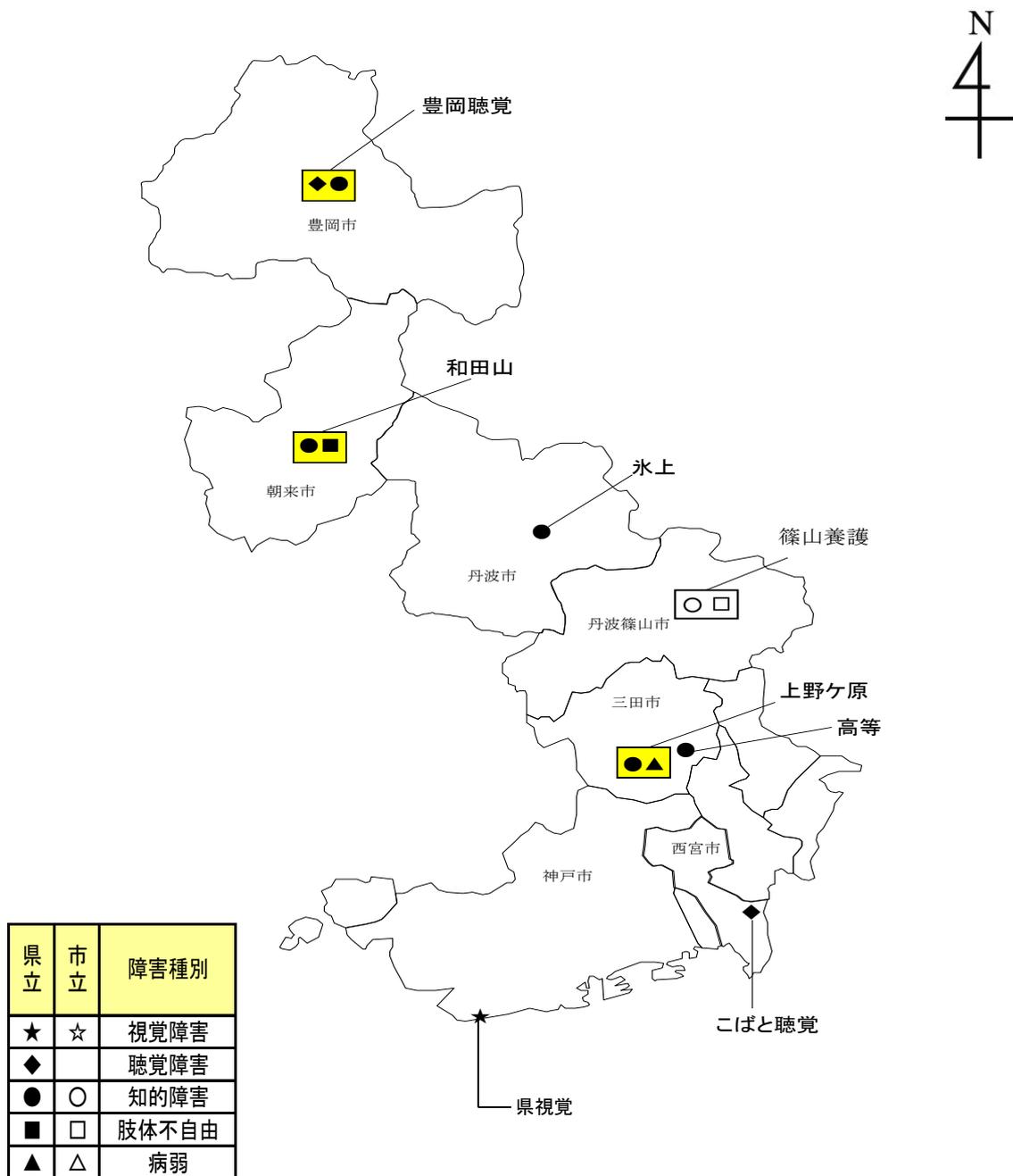
# 但馬地域

市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
豊岡市	県視覚	豊岡聴覚	出石 豊岡聴覚	和田山	上野ヶ原
朝来市			和田山		
養父市			出石(八鹿青溪中、関宮中校区) 和田山(養父中、大屋中校区)		
香美町			出石 みかた校		
新温泉町					



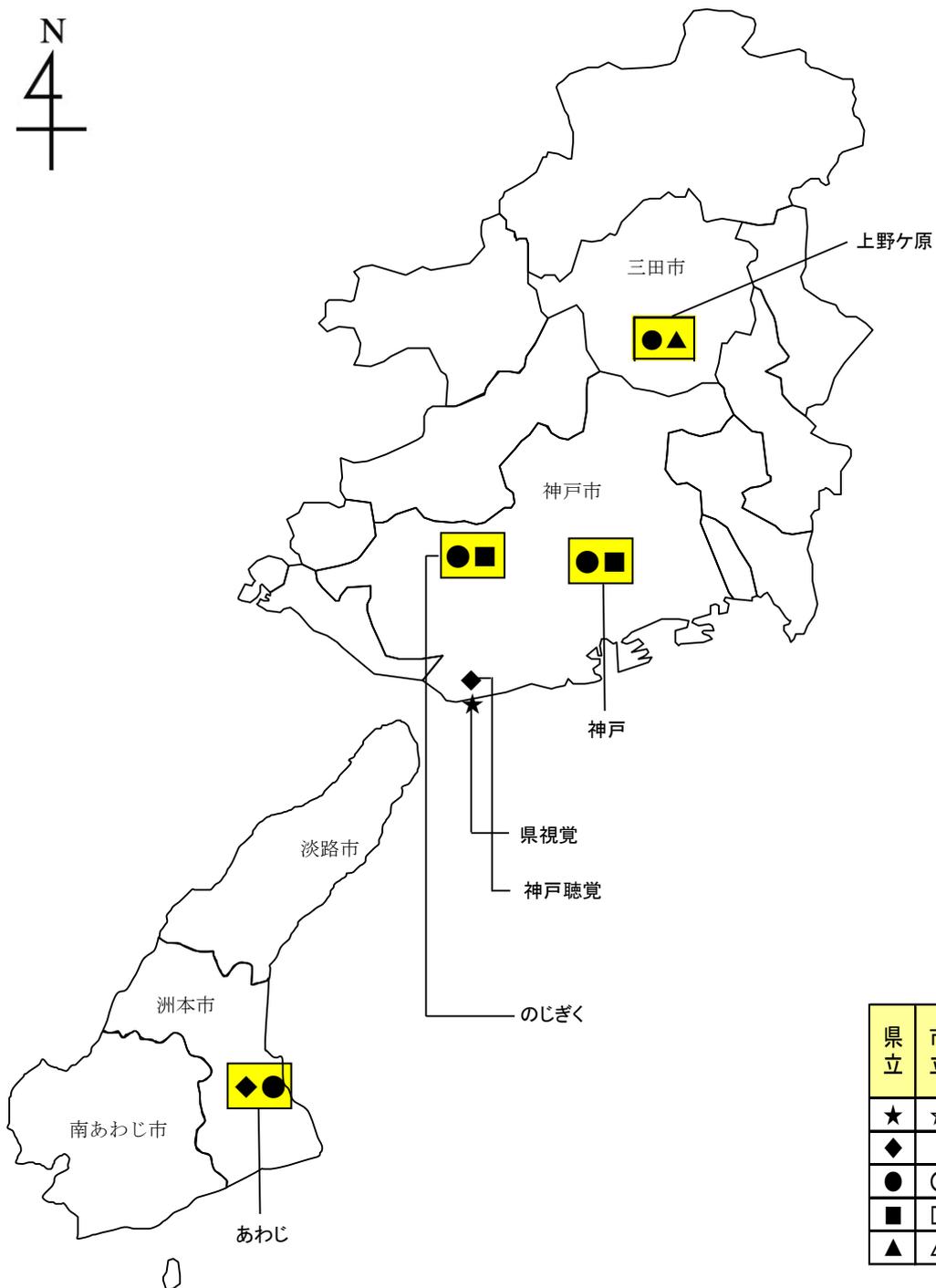
# 丹波地域

市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
丹波篠山市	県視覚	こばと聴覚 豊岡聴覚	篠山養護 氷上 高等	篠山養護	上野ヶ原
丹波市			氷上 高等	和田山	



# 淡路地域

市町	障害種別			
	視覚	聴覚	知的	肢体 病弱
淡路市	県視覚	あわじ 神戸聴覚	あわじ	神戸 上野ヶ原
洲本市				
南あわじ市				



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

## 令和4年度「HYOGO スクールエバンジェリスト」派遣 実施要項

### 1 趣 旨

各学校により整備された ICT 環境等を効果的に活用し、「公正に個別最適化され、創造性を育む学び」を展開するために、県教育委員会では、新しい時代に求められる教育への深い理解と、それを実現するための授業スキル・ICT 活用スキルを持つ教員「HYOGO スクールエバンジェリスト」(以下「エバンジェリスト」という。)を養成し、87 名を認定した。

そこで、県教育委員会及び各市町組合教育委員会等主催の各種研修会等に「エバンジェリスト」による実践発表を希望する団体に派遣を行う。

### 2 令和4年度に派遣可能な「エバンジェリスト」(70名)

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 県立学校教員及び県立大学附属高等学校教員(主幹教諭及び教諭) | 43名 |
| (2) 県内市町組合立学校教員(主幹教諭及び教諭)          | 27名 |

### 3 派遣期間 令和4年5月16日(月)～令和5年2月28日(火)

### 4 受付期間 派遣当日の1か月前を目処に、様式1を提出願います。

### 5 派遣可能な研修会

- (1) 県教育委員会(県立教育研修所を含む)主催の研修会
- (2) 各市町組合教育委員会主催の研修会
- (3) 県立学校教科部会主催の研修会 等

※エバンジェリストは、学校単独の校内研修には派遣することはできません。

### 6 派遣内容

原則、エバンジェリストによる1人1台端末、ネットワーク環境、教育用クラウドサービス等を活用した実践発表及び情報技術に関する技能についての演習とする。

### 7 その他

派遣に係る旅費については、県教育委員会で負担する。